



地域連携中期計画

(令和 7 ～ 9 事務年度)



令和 7 年 8 月
四 国 財 務 局



はじめに

地域連携の取組は、短期間で効果を出すことは容易ではなく、地域課題を踏まえ、財務局として理念を持ち、将来を見据えて組織全体で戦略的に取り組むことが求められます。また、地域関係者から信頼を獲得し、地域でのネットワークを深化・拡大していくためには、継続して取組を積み重ねていく必要があります。

そのため、地域及び地域との関係性の現状や地域連携の取組の今後の見通し等について、地域連携の中期的な計画を策定・更新し、財務局全体の地域連携の取組の方向性や本局の各部門や財務事務所等が行う地域連携の取組等の全体像を把握しつつ継続的に地域連携の取組を進めていくこととする。

計画期間

令和7年7月～令和10年6月の3年間

基本方針

地域社会の一員として四国の希望ある未来に貢献する

※四国財務局のブランドスローガン「**四国とともに、未来をつむぐ**」に込められた「地域の人々と一体となって、業務を通じて地域社会の課題を解決し、四国の希望ある未来を紡いでいく」という想いを反映したもの。

取組方針①

職員一人ひとりの「地域に貢献する」という意識醸成を行う

取組方針②

地域主体との対話等を通じて地域課題・ニーズを把握する

取組方針③

地域課題等の解決に向け、所掌業務等に創意工夫を行う

取組方針④

組織的かつ継続的な取組となるような態勢整備を行う

取組方針① 職員一人ひとりの「地域に貢献する」という意識醸成を行う

- 幹部職員（※）と若手職員が対話を行う機会を通じて、幹部の考えや思いを伝えるとともに、若手職員が考える地域貢献について意見交換を行う。
※局次長職以上、事務所所長
- 自治体訪問など幹部職員が地域主体（行政機関、地元企業、経済団体等）を訪問し対話を行う機会に、若手職員などを同行させ、地域と関わっている意識を持ってもらう。
- 広報・地域連携チームの活動に参加することにより地域主体と対話する機会を創出するとともに、一方で職場に残りサポートする職員も含め組織全体で地域連携に取り組むという意識醸成を管理職員が率先して行う。

取組方針② 地域主体との対話等を通じて地域課題・ニーズを把握する

- 幹部職員においては、可能な限り毎年度、四国管内の全自治体を訪問し、自治体が注力している取組を聴取するなど対話を通じて、関係の深化を図るとともに、地域課題・ニーズの把握に努める。
- 幹部職員以外においては、幹部職員が自治体訪問する際に積極的に同行するほか、業務を通じて地域主体と対話する際も地域に関する情報を事前収集し対話に臨むなど、地域課題・ニーズの把握に努める。
- 対話にあたっては、人とのつながりを育むことを重視し、対面（オンラインの活用も含む）で接する機会を創出のうえ、顔の見える関係性の構築に努める。

取組方針③ 地域課題等の解決に向け、所掌業務等に創意工夫を行う

- 所掌業務を着実に実施するとともに、より付加価値の高い行政サービスの提供を目指し、地域主体との対話を通じて構築した関係性を活用するなど創意工夫を行う。
- 限られた人的資源により効率的な取組を行うため、網羅的に取り組むのではなく、所掌業務との関連性、目的と効果、これまでの継続性などを踏まえ、具体的な年間行動計画（アクションプラン）を策定する。
- 取組内容の策定にあたっては、地域課題・ニーズに寄与するものとするほか、地方課通達に規定されている地域連携の取組メニューも参考に策定する。

取組方針④ 組織的かつ継続的な取組となるような態勢整備を行う

- 地域連携推進会議を定期的（四半期）に開催し、アクションプランの策定、進捗状況の確認・共有を行う。また、把握した地域課題・ニーズについても同会議にて確認・共有し、必要に応じて対応を協議する。
- 把握した地域課題・ニーズについてはデータベース化し、対応漏れを防止するほか、課題解決のためのノウハウ蓄積を行う。
- 取組を行う際には、必要に応じて他省庁と連携しながら実施するほか、把握した地域課題・ニーズが他省庁所管業務である場合には、地方創生コンシェルジュを通じて、情報提供を行うなど、結節点として機能するよう努める。